

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、お客様の役に立つために、流通小売業界における『ムダ・ムラ・ムリ』をなくすことが、社会の課題解決につながると考えており、『世界の誰もが「豊かさ」を享受できる社会をつくる。』を当社グループのパーパスとしております。また、株主・投資家を含むステークホルダーの皆様と協働することが、企業としての持続的な成長と企業価値向上の実現につながると考えております。そのためには、コンプライアンスの徹底、経営の透明性の確保とともに、迅速な意思決定によるスピード経営の実現が重要であり、その仕組みを構築し、機能させることがコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方となります。この基本的な考え方に基づき、コーポレート・ガバナンスの継続的な進化と充実に取り組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。
基本原則を除く「各原則を実施しない理由」は、以下のとおりです。

【補充原則2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社グループは、持続的・中長期的な企業価値の向上を実現していくにあたっての競争優位の源泉は「人材」であると位置づけ、多様な人材が活躍でき、働きがいがあり、安心して働ける職場環境や教育制度の整備、次世代経営者の育成を経営戦略上の重要課題としております。
当社グループのパーパスである『世界の誰もが「豊かさ」を享受できる社会をつくる。』を実現するため、多様な視点や価値観を尊重することが重要であることから、ダイバーシティ&インクルージョンプロジェクトを立ち上げ、女性、外国人、中途採用者、シニア層や障がいを持つ従業員など、多様な人材が活躍できるサポート体制を整備・推進しております。また、多様な人材の活躍を企業の成長につなげていく上では、全従業員への経営理念の理解・浸透を継続的に行っていくことが必須であり、教育上の最重要項目として実践しております。
当社の母体である株式会社トライアルカンパニーの「トライアル (TRIAL)」は、英語で「試み」や「試練」を意味し、「カンパニー (COMPANY)」には、会社という意味の他に「仲間」という意味があります。困難に屈することなく、「挑戦し続ける仲間たち」という意味が「トライアルカンパニー」という社名に込められており、失敗は財産であるという企業文化のもと、従業員1人1人が挑戦できる働きがいのある環境づくりとして、評価・報酬制度や次世代経営者育成プログラムなどの実施と継続的な改善を進めております。また、流通小売業界のムダ・ムラ・ムリを削減していく「仲間」として他社との連携強化も経営上の重要課題と位置づけ、福岡県宮若市に流通DX開発拠点を構築し、メーカー、卸、他社小売などが一体となって流通DXの人材育成に取り組んでおり、今後一層その取り組みを強化してまいります。
多様な従業員1人1人が生涯成長し続けることで、当社グループの発展・成長と、社会全体の発展・成長の2つの価値の最大化につながると考えております。
なお、中核人材の登用等における多様性の確保に関する目標の設定や、その進捗状況の開示については、今後、実施を予定しております。

【補充原則4-1③ 最高経営責任者の後継者計画の策定・運用と監督】

代表取締役及び役付取締役の選定・解職については、その透明性・公正性を高めるため、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申を最大限尊重して、取締役会で決議しております。
現時点では、取締役会における代表取締役社長の後継者計画の策定・運用への主体的な関与及び後継者候補の育成の監督について、具体的な手続きを定めてはおりませんが、持続的な成長・中長期的な企業価値向上を実現していく上で重要であるとの認識のもと、指名・報酬諮問委員会の関与・助言を確保しながら、検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、知識・経験・能力をバランス良く備え、国際性、職歴、年齢における多様性と、適正規模を両立した構成としております。現在、女性の取締役はおりませんが、ジェンダーを含む一層の多様性の確保について、引き続き検討してまいります。また、監査役には、財務・会計・法務に関する十分な知見を有する者として、公認会計士・税理士を1名、弁護士を1名選任しております。

【補充原則4-11① 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】

当社は、「取締役会の構成についての考え方」について、以下のとおり策定しております。なお、策定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえ、取締役会で決定しております。また、当社取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスについては、今後、開示を検討しております。また、現時点において、他社での経営経験を有する独立社外取締役はおりませんが、経営環境の変化の見通しなど、客観的な立場からの助言・提言を受けられるとともに、取締役会の経営スキルの補完が期待できることから、経営経験を有する社外取締役の選任については、引き続き、検討してまいります。

<取締役会の構成についての考え方>

当社の取締役会は、当社グループを統括する持株会社として機動的かつ効率的に運営するため、定款の定めのとおり、12名以内の取締役、5名以内の監査役で構成する。

取締役候補者については、当社グループの事業戦略、企業経営、経営企画、管理、営業等の豊富な業務経験と知識を有する者を、監査役候補者については、企業経営・財務・会計・法務等の分野における豊富な経験と高い知見を有し、当社グループの監査、監督に寄与することができる者を、それぞれ人格、識見、能力等を考慮し選定することで、取締役会全体として、知識・経験・能力のバランス、多様性を確保する。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】及び

【補充原則5-2① 事業ポートフォリオに関する基本的な方針】

経営戦略や経営計画、目標とする経営指標は、本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の「原則3-1(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画」に記載のとおりです。また、収益計画や資本政策の基本的な方針、収益力・資本効率等に関する目標は本決算説明会資料で公表しております。

経営資源の配分、事業ポートフォリオに関する基本的な方針については、今後、開示を予定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式の縮減に関する方針・考え及び政策保有株式に係る議決権行使の基準について、「政策保有株式に関する方針」を策定し、本報告書の末尾(資料①)で公表しております。

上記方針に基づき、2025年6月26日の取締役会において、個別銘柄ごとに政策保有株式の保有の適否について検証を実施し、保有する上場株式7銘柄すべてを売却することを決議いたしました。株式の売却については、順次進めてまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社の役員や主要株主など関連当事者と取引を行う場合は、「関連当事者等取引管理規程」に則り、関連当事者等取引検討委員会(ガバナンス室管掌役員を委員長とし、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成)でその取引内容の詳細について審議したうえで、取締役会で承認を得てから担当部門は取引を実施しております。なお、年1回各関連当事者等との年間取引実績の報告を行い、取引の合理性・相当性の精査を行っております。取引に関する取締役会決議を行う場合は、当該取引に利害関係を有する取締役を特別利害関係人として除外したうえで決議するなどして、手続きの公正性を確保しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループでは、確定拠出年金制度を導入しているほか、一部の子会社では確定給付型企業年金制度(閉鎖型)を導入しております。確定拠出年金制度については、社内ポータル上に専用サイトを設け、従業員に対して資産運用に関する教育を実施しております。

確定給付型企業年金制度については、年金資産の管理・運用を別法人である西友グループ企業年金基金に委託しております。資産運用の基本方針は、子会社の担当者が資産運用委員会のメンバーとなり、外部のコンサルタントと協議のうえ策定しております。また、四半期ごとに資産運用委員会を開催し、当該方針に従って、運用機関に対する運用状況のモニタリングを行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは以下の経営理念のもとに、事業を展開しております。

＜Purpose(トライアルグループの存在目的)＞

世界の誰もが「豊かさ」を享受できる社会をつくる。

＜Vision(5～10年で実現したい自社と世界の姿)＞

テクノロジーと、人の経験知で、世界のリアルコマースを変える。

＜Value(ビジョン実現のための組織の価値観・行動指針)＞

・効率化された店舗網で、モノを流通させる力

・データとIoTを駆使する力

流通小売業界には、食品の廃棄物や欠品などによるムダや在庫・物流が最適化されていないことによるムラ、商慣習として古くから存在するリベート等のムリなど、サプライチェーンにおける各種工程の中に『ムダ・ムラ・ムリ』が多く存在すると考えております。当社グループはこの『ムダ・ムラ・ムリ』の削減を推進し、お客様への新しいお買い物体験の提供、メーカーや卸、物流、小売企業等と協業したサプライチェーン改革・マーケティング改革の推進、テクノロジーを活用したオペレーションの効率化などに取り組むことで、当社グループのパーパスの実現を目指しております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

主な経営指標として、連結売上高成長率、既存店売上高成長率、連結売上高営業利益率、新規出店数等のKPI(Key Performance Indicators)を重視し、成長性や収益性を向上させることを目指します。

(3) 経営戦略等

当社の子会社及び関連会社は、当社グループの現状における主力事業である流通小売事業を営む会社及びリテールテック関連プロダクトの開発や導入・展開を行うリテールAI事業を営む会社等で構成されております。

現在、情報通信分野における技術革新やデジタルデバイスの普及、それに伴う大量のデータとそれらを分析・処理する技術の発達によって、オンラインとオフラインが融合し、既存の産業においても従来型のビジネスモデルからの変革が強く求められております。

当社グループは、流通小売業界には多くの『ムダ・ムラ・ムリ』が存在していると考えております。欠品・ロス、R&D、支店・商談、広告、レポートに係るコストを広く合算した総額は約40兆円にのぼると試算しており、国内の流通小売業の売上高約165兆円との対比でも、かかる『ムダ・ムラ・ムリ』の大きさが見て取れると考えております。当社グループは、テクノロジーを活用しながら『ムダ・ムラ・ムリ』を解消していくことで、お客様に新たな価値を提供することができるものと考えております。流通小売事業において、リアルの店舗運営を行うことで、お客様やサプライチェーン全体の課題や真のニーズを把握し、それらをリテールAI事業の開発に反映させております。それによって、流通小売事業の収益性や生産性の向上を実現するとともに、現場において真に効果を上げることのできるプロダクトやソリューションを開発し、メーカーや卸、グループ外の小売企業等に対してサービス提供を行っております。

各事業における重要な戦略は以下のとおりです。

＜流通小売事業＞

① 生鮮など「食」を強化した生活必需品づくり

当社の強みの一つに、既存店成長を支える唯一無二と自負するビジネスモデルがあります。具体的には、生鮮を中心とした多様な商品展開によるワンストップショッピングの提供です。戦略的に「食」の強化を推進しながら、お客様の需要を喚起しております。惣菜開発を担うグループ会社の(株)明治屋において、熟練の料理人がメニュー開発から調理まで一貫して行っており、その代表的な成果として、「生姜醤油こだわりだし唐揚げ」が「第16回からあげグランプリ」の「西日本スーパー惣菜部門」にて金賞を受賞しました。これにより、当社グループは同グランプリで5年連続の金賞獲得となりました。

また、生鮮四品(青果、精肉、鮮魚、惣菜)においては、おいしさと優位性ある価格を実現する商品開発を強化しており、集客ドライバーかつ収益性も高い商材として、売上高成長と収益性向上を牽引し、2025年6月期時点で流通小売売上高のうち約30.5%(前年同期比1.7ポイント増)を占めております。その中でも、惣菜の2025年6月期の売上高構成比は流通小売売上高のうち6.3%(前年同期比0.6ポイント増)を占めており、その構成比

を今後もさらに引き上げていくことを目指します。

食品は地域によって、季節性や嗜好が異なる商品であることから、店舗を展開する地域のニーズに合わせた品揃えを実現しております。新規出店及び改装を契機として、中央卸売市場だけでなく地方卸売市場の開拓を進めながらも、こだわりの商品に関しては生産者様と直接取引を開始することにより、地場産の生鮮食品を安定的に調達するネットワークを構築しており、生鮮をはじめとする食品の品揃えが充実したことから、売上高増大に大きく寄与する店舗が増加しております。

外食産業における経験者を採用することで組織体制を厚くしつつ、グループ内のリソースを有効活用しながら、幅広い世代のお客様に喜んでいただけるような生活必需品店の拡大に取り組んでおります。

②マルチフォーマットによるエリアのドミナント化

特定のエリアに複数フォーマットの店舗をドミナント展開することで、当該エリア全体の市場シェア拡大を狙うことを方針としております。

主力フォーマットであり収益性の高いスーパーセンターを中心にしながら、近隣のsmartや小型店、広域商圏から集客可能なメガセンターが相互補完する位置付けであります。平日と休日における、ニーズが高い商品やお買い物に費やす時間の違いによって、お客様による店舗の使い分けに、全方位型で対応しております。

さらに、スーパーセンターを出店の中核としつつ、周辺にTRIAL GO等の小型サテライト型店舗をドミナント展開することで、近隣店舗からの効率的な配荷が可能になり、小型店全店に店内キッチンなどの専用設備を有することなく、できたてのお弁当やお惣菜の販売が可能となるものであります。

③製造小売業への変革

精肉などを加工するプロセスセンター(PC)やお惣菜加工を担うセントラルキッチン(CK)を自社内に有することで、生産インフラを強化しております。

生鮮食品など、商品における「食」の強化を実現するため及び店舗ネットワーク拡大に備えるため、2025年6月期末時点において日本全国にPCを7ヶ所、CK(店舗併設型を除く。)を6ヶ所所有しております。

お弁当、お惣菜においては、「できたて」商品の提供にこだわる一方、店内調理の負担を考慮した効率的なサプライチェーンの構築を実現しております。

例えば、惣菜製造の過程において、食材の加工はPCで行って、焼くなどの最終調理加工のみを店内キッチンで行うことによって、お客様にできたてを提供しております。また、小型店など調理スペースがない店舗においては近隣の大型店から毎日配荷する仕組みができております。

さらに、商品ラインナップ拡充と高い収益性の2点を意識して、プライベート・ブランド(PB)商品も強化しております。2025年6月期におけるPB商品の売上高は、流通小売売上高の約18.4%(前年同期比3.5ポイント増)を占めておりますが、今後もPB商品の流通小売売上高に占める割合を高めることを目指します。PB商品の中でも、お水やお茶などの飲料が人気商品であり、福岡県田川市にお茶製造工場、大分県由布市にお水(ナチュラルミネラルウォーター)工場を有し、製造ノウハウを構築してまいりました。お茶製造工場はグループ内の物流センターに隣接していることから、横持ち運搬コストをかけずに、競争力ある価格を実現しております。

自社工場の製造キャパシティ増強や、PC及びCKの拠点拡大によって、SPA(製造小売業)化を目指す方針であります。

<リテールAI事業>

①基盤の拡充

リテールAI事業の開発する各種IoTデバイスを活用したプロダクトやデータ分析プラットフォーム等をグループ内及びグループ外に広く展開することが事業戦略上の優先事項と考え、各種プロダクトの機能向上や導入・展開・保守体制の拡充を行っております。

開発に関しては、国内及び海外(主に中国)のエンジニアを組織化し、オペレーション・ドリブンのコンセプトのもと、流通小売事業とも連携しながら、現場からのフィードバックに対してスピード感を持って開発に反映するPDCAサイクルを高速で回転させております。

導入に関しては、グループ内での展開を優先的に行うとともに、POSベンダーや店舗機器メーカー等の外部企業とのアライアンスを活用し、グループ外の小売事業者へのプロダクト導入を加速させていく方針であります。

②データを活用した流通業界の効率化

流通業界は、サプライチェーン上に、メーカーや卸、物流事業者、小売事業者など多くの企業が参加する巨大な業界である一方、様々な情報及びデータが企業毎に分断されているなど、業界全体の効率化が実現されていないという課題があり、当社では、これを流通業界の『ムダ・ムラ・ムリ』と表現しております。

商品データや地域データに加えて、会員データや購買データなどの顧客データ・インスタデータを活用することで、これらの『ムダ・ムラ・ムリ』を削減することを目指しております。

具体的には、約1,217万人(2025年6月末時点)の会員データと紐づいたID-POSデータを活用したワン・トゥ・ワンマーケティングや実店舗のメディア化などの販促戦略に取り組んでおり、食品・消費財メーカーや広告代理店との実証実験を継続しております。実証実験を通じて、効果が確認できたものに関しては、プロダクト化を行い、グループ外の小売業への展開も行っていく方針であります。

(4)経営環境

今後の当社グループを取り巻く経営環境は、国内における人口減少と少子高齢化の加速に伴い、より厳しさを増していくものと考えております。内閣府の令和7年版高齢社会白書によると、国内人口は2055年には約1億人まで減少し、生産年齢人口比率も50%に近づいていくと予測されております。国内全体における消費の拡大が見込まれない中で、当社グループが主力で取り扱う「食」や「日用生活消耗品」の消費は一定の規模を維持し、顧客属性や地域に応じた嗜好の細分化がより一層進んでいくものと認識しております。

小売業界においては、お客様の購買行動の変化への対応、働き手の確保、データ活用などの業界課題によって、従来型のビジネスモデルからの変革が強く求められております。海外においては、BOPIS(Buy Online Pick-up In Store)やクリック&コレクトといった新しい買い物の形が生活に定着しつつあり、国内においてもオフラインとオンラインの融合は極めて重要な経営課題として認識されております。

さらに、海外における金利上昇やそれに伴う円安の進行、商品の仕入価格の上昇、エネルギー価格の高騰などによるコスト上昇が企業業績に与える影響も深刻であり、それらを吸収し、収益を確保できる企業の選別が一層進んでいくものと思われます。

(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「I-1 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書「II-1 取締役報酬関係」の「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当該方針と手続は以下のとおりです。

取締役候補者は、当社グループの事業戦略、企業経営、経営企画、管理、営業等の豊富な業務経験と知識を有する者を、人格、識見、能力等を考慮し選定する。なお、独立社外取締役の候補者の選定にあたっては、「社外役員の独立性判断基準」(本報告書の末尾(資料②)に掲載)に適合し、かつ取締役会における率直・活発で建設的な検討に貢献が期待できる人物を選定する。

監査役候補者は、企業経営・財務・会計・法務等の分野における豊富な経験と高い知見を有し、当社グループの監査、監督に寄与することができる者を、人格、識見、能力等を考慮し選定する。

取締役及び監査役候補者の決定については、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申を最大限尊重して、取締役会での決議をもつ

て行う。なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得た上で決定する。

取締役及び監査役の解任については、指名・報酬諮問委員会に解任の要否についての意見を聴取し、取締役会にて協議を行い、解任すべき「正当な理由がある」と取締役会が判断したときは、法令に従い、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任する。

経営陣幹部の選解任についても、上記取締役の選解任の方針と手続きを適用し、解任については、株主総会ではなく、取締役会の決議をもって行う。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役の選任理由については、株主総会の招集通知に記載いたします。なお、監査役の選任理由は以下のとおりです。

(1) 常勤監査役 上里 剛志

上里剛志氏は、銀行での業務経験に加え、当社グループにおいて経理・財務部門の要職及び店舗開発部門の執行役員副社長を歴任してまいりました。これらの経験から、財務、会計、マネジメントに関する豊富な知識・経験を有しており、これらの専門性、経験、見識を活かし、実効性の高い監査ができると判断し、監査役として選任しております。

(2) 社外監査役 橋本 道成

橋本道成氏は、法曹界で要職を歴任し、現在は、弁護士法人如水法律事務所代表に就任しており、コンプライアンス、危機管理分野における専門的な知見を有しております。また、他社において社外取締役、社外監査役としての豊富な経験を有しております。

弁護士としての法律面の専門的知見を活かし、第三者的な見方で取締役の職務遂行の監査が期待できることから、社外監査役として適切な人材であると判断し、社外監査役として選任しております。

(3) 社外監査役 薄鍋 大輔

薄鍋大輔氏は、監査法人に入所した後に、公認会計士事務所及び税理士事務所を設立しております。公認会計士及び税理士としての会計、税務面の専門的知見を活かし、第三者的な見方で取締役の職務遂行の監査が期待できることから、社外監査役として適切な人材であると判断し、社外監査役として選任しております。

[補充原則3・1③ サステナビリティについての取組み等]

当社グループは創業以来、「流通小売業界のムダ・ムラ・ムリを削減し、ローコストを実現することで、お客様・社会の役に立つ」ことを企業経営の根幹(DNA)として受け継いできており、実践してまいりました。2021年には、創業以来のDNAを受け継ぐかたちで、パーパスとして「世界の誰もが「豊かさ」を享受できる社会をつくる。」、ビジョンとして「テクノロジーと、人の経験知で、世界のリアルコマースを変える。」を策定しております。この創業時から培ってきたDNAのもと、パーパス・ビジョンを、他社と協業し企業の垣根を越えて実現し、当社グループの発展・成長と、社会全体の発展・成長の2つの価値の最大化に取り組んでいくことを当社グループにおけるサステナビリティの基本方針としております。

環境、社会に対する取組みについては、本報告書「III-3 ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」の「環境保全活動、CSR活動等の実施」に記載のとおりです。

人的資本や知的財産への投資につきましては、以下のとおりです。

<人的資本>

本報告書「I-1 コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」の「補充原則2・4① 中核人材の登用等における多様性の確保」に記載のとおりです。

<知的財産>

お客様の嗜好の細分化、購買行動の多様化、電子商取引(EC)比率の向上などの外部環境の変化によって、実店舗運営を中心に事業活動を行う小売事業者にとっても、ITやAI等のテクノロジーの活用は必要不可欠な要素となってきております。当社グループにおいては、創業時よりITやデータを活用した経営を一貫して行っており、現在においては「リアルAI事業」として事業セグメントを「流通小売事業」と分離し、テクノロジーを活用したプロダクト及びソリューションの開発投資を積極的に行っております。それらのテクノロジーを自社利用するだけでなく、メーカーや卸、グループ外の小売企業等にも提供し、サービス利用料等を収受しております。

流通小売業界にとって、テクノロジーやデータを活用したビジネスモデルの変革は非常に重要であり、デジタルトランスフォーメーション(DX)へのニーズや投資意欲は益々高くなっていくものと考えております。グループ内での活用はもちろんのこと、データをメーカーや卸、物流及び小売企業間でシームレスに共有することで、業界全体の流通エコシステムを構築し、また、プロダクトやソリューションをグループ外の企業にも展開していくことで、流通小売業界に残る「ムダ・ムラ・ムリ」を解消し、業界の効率化を実現していきたいと考えております。

[補充原則4・1① 経営陣に対する委任範囲]

当社は、取締役会の決議事項や取締役及び経営陣幹部への委任の範囲について、取締役会規程及び職務権限規程にて明確に定めております。取締役会は、法令、定款及び取締役会規程において定められた業務執行上の重要な事項について決定しております。また、迅速かつ効率的な意思決定を行うことを目的として「マネジメントカンファレンス」を設置し、取締役会で審議すべき事項の事前検討及び取締役会での決議事項以外の重要事項の審議・決定などを行っております。

[原則4・9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

本報告書「II-1 独立役員関係」の「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

[補充原則4・10① 指名・報酬委員会の設置]

本報告書「II-1 任意の委員会」に記載のとおりです。

[補充原則4・11② 役員の兼任状況]

現在、当社役員のうち社外監査役1名が、他の上場会社の役員を兼任しておりますが、その兼任社数は2社であり、当社の社外監査役としての役割・責務を果たすうえで、支障はないものと判断しております。また、重要な兼職の状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書等を通じて毎年開示しております。

[補充原則4・11③ 取締役会全体の実効性についての分析・評価]

当社は、2025年6月期における取締役会全体の実効性について分析・評価を行うため、取締役及び監査役に対して以下の項目でアンケートを実施いたしました。

①取締役会の役割・機能 ②取締役会の規模・構成 ③取締役会の運営 ④社外取締役・社外監査役との関係 ⑤株主・投資家との関係

評価の結果、当社の取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。また、取締役会での議論のさらなる充実に向けた事前の審議方法や議題の上程方法の検討と、女性取締役の登用を課題として認識いたしました。取締役会のさらなる実効性の向上及び活性化に向けて改善に取り組んでまいります。

[補充原則4・14② 役員に対するトレーニングの方針]

当社は、取締役及び監査役に対するトレーニングの方針について、以下のとおり定めております。

(1) 個々の取締役及び監査役に適合した、社内外におけるトレーニングの機会の提供、幹旋及び費用の支援を行います。

(2) 取締役及び監査役に対し、就任時には、店舗見学などを含む役員オリエンテーションを実施するなど、会社の事業・財務・組織等に関する情報や、会社法・コーポレートガバナンスに関する知識を取得し、それぞれの役割や責務を理解する機会を提供します。就任後も、社外役員の専門分

野に関する知見の共有や外部セミナーへの参加等の機会を適宜設けるなど、これらの情報や知識を継続的に更新する機会を提供します。

[原則5・1 株主との建設的な対話に関する方針]
当社は、株主や投資家など、ステークホルダーの皆さまに対して、迅速、正確かつ公平なディスクロージャーと建設的な対話を実行すべく、「ディスクロージャー・IRポリシー」を策定し、本報告書の末尾（資料③）で公表しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
---------------------------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社ティー・エイチ・シー	66,000,000	53.97
株式会社Heroic investment	9,374,200	7.67
永田 久男	2,165,500	1.77
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,846,300	1.51
MORGAN STANLEY & CO.LLC	1,559,890	1.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,208,700	0.99
株式会社PALTAC	1,200,000	0.98
サントリー株式会社	1,000,000	0.82
三井物産流通グループ株式会社	1,000,000	0.82
ヤマエ久野株式会社	900,000	0.74

支配株主（親会社を除く）の有無	株式会社ティー・エイチ・シー
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	6 月
業種	小売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、支配株主との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりません。
ただし、例外的に取引を行う場合は、「関連当事者等取引管理規程」に則り、関連当事者等取引検討委員会 (ガバナンス室管掌役員を委員長とし、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成) で、取引の合理性 (事業上の必要性) と取引条件の妥当性等の取引内容について十分審議したうえ、取締役会で承認を得てから実施することで、少数株主に不利益が生じない体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
立本 博文	学者											
張 相秀	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
立本 博文	○	—	立本博文氏を社外取締役に選任している理由は、本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の「原則3-1 (v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明」に記載のとおりです。また、当社の「社外役員の独立性判断基準」（本報告書の末尾（資料②）に掲載）を満たしていることから、独立役員として指定しております。
張 相秀	○	—	張相秀氏を社外取締役に選任している理由は、本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の「原則3-1 (v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明」に記載のとおりです。また、当社の「社外役員の独立性判断基準」（本報告書の末尾（資料②）に掲載）を満たしていることから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

経営陣幹部・役員の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に任意の諮問機関として、独立社外取締役を過半数とし、委員長を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。経営陣幹部・役員の選解任及び報酬等は、同委員会に事前に諮問し、その答申を最大限尊重して取締役会で決定しております。

・委員長(社外取締役):張 相秀

・委員(社外取締役):立本 博文

・委員(代表取締役社長):永田 洋幸

なお、各委員の選任理由は以下のとおりです。

張相秀氏はサムスングループにおいて、経済研究所の専務（人事組織室長）を務め、人事戦略に関して深い知見を有していることから、立本博文氏は大学において、経営学等の分野で長年研究を重ねており、専門性の高い知見と研究実績を有していることから、永田洋幸氏は当社グループの事業面の理解だけでなく、組織文化についても相応の理解があることから選任しております。

また、委員長については、独立性・客観性を確保すべく独立社外取締役であり、かつ人事戦略への知見が高い張相秀氏を同委員会で選定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査室は、定期的に、監査体制、監査計画、監査実施状況等の情報共有を行うなど、十分な連携を確保しております。また、外部会計監査人は、四半期レビューの報告等を通じ、監査役や社外取締役との十分な連携を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
橋本 道成	弁護士													
薄鍋 大輔	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本 道成	○	—	橋本道成氏を社外監査役に選任している理由は、本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の「原則3-1(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明」に記載のとおりです。また、当社の「社外役員の独立性判断基準」(本報告書の末尾(資料②)に掲載)を満たしていることから、独立役員として指定しております。
薄鍋 大輔	○	—	薄鍋大輔氏を社外監査役に選任している理由は、本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の「原則3-1(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明」に記載のとおりです。また、当社の「社外役員の独立性判断基準」(本報告書の末尾(資料②)に掲載)を満たしていることから、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。
 当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、「社外役員の独立性判断基準」を策定し、本報告書の末尾(資料②)で公表しております。なお、策定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえ、取締役会で決定しております。
 また、独立社外取締役の候補者の選定にあたっては、同基準に適合し、かつ取締役会における率直・活発で建設的な検討に貢献が期待できる人物を候補者とするよう努めております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

<中長期インセンティブ>

2024年9月27日開催の第10回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めること、並びに業績目標等と報酬との連動性を明確にし、業績に対するコミットメントを持たせることを目的として、新たに業績条件型譲渡制限付株式報酬制度の導入を決定しました。
 また併せて、当社の従業員及び当社子会社の役職員に対して、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決定しました。
 なお、上記株式報酬制度の導入以前に、当社の持続的な成長に向けた活動実績を評価するため、中期的な経営課題における評価指標達成率の基準を充足した取締役、執行役員、一部の従業員に対してストックオプションを付与しております。

<短期インセンティブ>

短期の業績連動報酬等として、取締役(社外取締役を除く。)に対して金銭報酬の支給を予定しております。こちらは取締役の事業年度ごとの業績指標に対する達成意識を高めるため、短期業績と連動させることを基本に、企業価値向上に対する個人別の貢献度、事業環境の変化等を査定・評価したうえで額を算定し、基本報酬とは別に年1回支給しております。なお、事業年度ごとの業績指標には、連結の売上高、経常利益を採用し、期初に掲げた連結業績予想を目標数値としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

ストックオプションは、中長期的な企業価値向上への動機づけをより明確にし、株主の皆様と利益意識を共有することを目的とし、付与対象者は、当社及び子会社における社内及び社外取締役、社内及び社外監査役、従業員、社外協力者としています。なお、付与対象者ごとに保有するストックオプションの状況(2025年6月30日現在)は、以下のとおりです。

[第4回新株予約権]

- ・発行日:2020年5月15日
- ・発行個数:100個(当社普通株式20,000株)
- ・付与対象者:子会社取締役1名
- ・1個当たりの払込金額:一円
- ・1個当たりの行使金額:230,000円
- ・権利行使期間:2022年4月8日から2029年6月19日まで

[第5回新株予約権]

- ・発行日:2020年6月17日
- ・発行個数:1,152個(当社普通株式230,400株)
- ・付与対象者:子会社取締役3名、子会社従業員46名
- ・1個当たりの払込金額:一円
- ・1個当たりの行使金額:230,000円
- ・権利行使期間:2022年6月18日から2029年6月19日まで

[第6回新株予約権]

- ・発行日:2021年11月30日
- ・発行個数:1,588個(当社普通株式317,600株)
- ・付与対象者:子会社取締役7名、子会社従業員55名
- ・1個当たりの払込金額:一円
- ・1個当たりの行使金額:270,000円
- ・権利行使期間:2023年10月23日から2031年10月21日まで

[第7回新株予約権]

- ・発行日:2021年11月30日
- ・発行個数:50個(当社普通株式10,000株)
- ・付与対象者:子会社従業員1名
- ・1個当たりの払込金額:一円
- ・1個当たりの行使金額:270,000円
- ・権利行使期間:2023年10月23日から2031年10月21日まで

[第8回新株予約権]

- ・発行日:2021年11月30日
- ・発行個数:200個(当社普通株式40,000株)
- ・付与対象者:社外協力者4名
- ・1個当たりの払込金額:一円
- ・1個当たりの行使金額:270,000円
- ・権利行使期間:2023年10月23日から2031年10月21日まで

[第9回新株予約権]

- ・発行日:2021年11月30日
- ・発行個数:289個(当社普通株式57,800株)
- ・付与対象者:当社従業員1名、子会社従業員20名
- ・1個当たりの払込金額:一円
- ・1個当たりの行使金額:270,000円
- ・権利行使期間:2026年10月23日から2031年10月21日まで

[第10回新株予約権]

- ・発行日:2021年11月30日
- ・発行個数:38個(当社普通株式7,600株)
- ・付与対象者:子会社取締役2名
- ・1個当たりの払込金額:一円
- ・1個当たりの行使金額:270,000円
- ・権利行使期間:2026年10月23日から2031年10月21日まで

[第11回新株予約権]

- ・発行日:2022年6月30日
- ・発行個数:593個(当社普通株式118,600株)
- ・付与対象者:子会社従業員70名

- ・1個当たりの払込金額：－円
- ・1個当たりの行使金額：270,000円
- ・権利行使期間：2024年5月21日から2032年5月20日まで

[第12回新株予約権]

- ・発行日：2022年6月30日
- ・発行個数：69個（当社普通株式13,800株）
- ・付与対象者：子会社従業員10名
- ・1個当たりの払込金額：－円
- ・1個当たりの行使金額：270,000円
- ・権利行使期間：2024年5月21日から2032年5月20日まで

[第13回新株予約権]

- ・発行日：2022年6月30日
- ・発行個数：1,649個（当社普通株式329,800株）
- ・付与対象者：子会社取締役4名、子会社従業員29名
- ・1個当たりの払込金額：－円
- ・1個当たりの行使金額：270,000円
- ・権利行使期間：2024年6月21日から2032年6月20日まで

[第14回新株予約権]

- ・発行日：2022年6月30日
- ・発行個数：8個（当社普通株式1,600株）
- ・付与対象者：子会社従業員1名
- ・1個当たりの払込金額：－円
- ・1個当たりの行使金額：270,000円
- ・権利行使期間：2024年6月21日から2032年6月20日まで

[第15回新株予約権]

- ・発行日：2022年6月30日
- ・発行個数：16個（当社普通株式3,200株）
- ・付与対象者：子会社従業員3名
- ・1個当たりの払込金額：－円
- ・1個当たりの行使金額：270,000円
- ・権利行使期間：2024年6月21日から2032年6月20日まで

[第16回新株予約権]

- ・発行日：2022年6月30日
- ・発行個数：2,448個（当社普通株式489,600株）
- ・付与対象者：当社従業員3名、子会社取締役2名、子会社従業員118名
- ・1個当たりの払込金額：－円
- ・1個当たりの行使金額：270,000円
- ・権利行使期間：2027年6月21日から2032年6月20日まで

[第17回新株予約権]

- ・発行日：2022年6月30日
- ・発行個数：82個（当社普通株式16,400株）
- ・付与対象者：子会社取締役2名、子会社従業員2名
- ・1個当たりの払込金額：－円
- ・1個当たりの行使金額：270,000円
- ・権利行使期間：2027年6月21日から2032年6月20日まで

[第18回新株予約権]

- ・発行日：2022年6月30日
- ・発行個数：5個（当社普通株式1,000株）
- ・付与対象者：子会社従業員1名
- ・1個当たりの払込金額：－円
- ・1個当たりの行使金額：270,000円
- ・権利行使期間：2027年6月21日から2032年6月20日まで

[第19回新株予約権]

- ・発行日：2022年8月31日
- ・発行個数：100個（当社普通株式20,000株）
- ・付与対象者：社外協力者1名
- ・1個当たりの払込金額：－円
- ・1個当たりの行使金額：339,800円
- ・権利行使期間：2024年8月24日から2032年8月23日まで

なお、2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式数が調整されております。

また、2024年3月の当社の新規上場に伴う募集株式の発行における払込金額が、第19回新株予約権の行使価額を下回ったため、所定の調整条項に基づき行使価額が調整されております。

付与対象者は、付与した時点の役職と人数を記載しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。
取締役及び監査役の報酬等は、役員区分ごとに総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬決定における審議プロセスの透明性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に任意の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。当社の役員報酬等の決定方針については、同委員会に事前に諮問し、その答申を最大限尊重して、取締役会で決定しております。

当社の役員報酬等の決定方針は以下のとおりです。

(1)基本方針

- ・当社取締役が、持続的な成長の実現に努め、株主の皆様と利益意識を共有して企業価値の向上を図ることができるよう、取締役の報酬等は中長期的な展望を持って挑戦を続けることを奨励するとともに、業績目標に対する意識を高め、企業価値向上への貢献を促すことができる内容とする。
- ・取締役(社外取締役を除く。)の報酬等は、固定報酬である「基本報酬」(金銭報酬)、短期インセンティブとしての「業績連動報酬等」(金銭報酬)及び中長期インセンティブとしての「株式報酬」による構成とする。
- ・社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み、原則「基本報酬」(金銭報酬)のみとする。

(2)基本報酬

- ・基本報酬は月次の固定報酬とし、事業規模、職責、従業員に対する処遇との整合性等を勘案した上で、他社水準も参考にして適切な水準となるように設定する。

(3)業績連動報酬等

- ・業績連動報酬等は、短期業績と連動させることを基本に、企業価値向上に対する個人別の貢献度、事業環境の変化等を査定・評価した上で額を算定し、事業年度ごとの業績指標の達成意欲を高めることを目的として、基本報酬とは別に年1回支給する。

(4)株式報酬

- ・株主の皆様との価値共有、中長期的な業績目標の達成・企業価値向上への貢献意欲を高めること等を目的として、取締役(社外取締役を除く。)の職責その他諸般の事情を勘案し支給する。
- ・株式報酬は、業績条件型譲渡制限付株式報酬とする。支給する株式に一定の期間譲渡制限を設け、取締役(社外取締役を除く。)が、当社の取締役会が定める役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと、及び、当社取締役会が定める期間中の業績目標等(利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他当社の経営方針を踏まえた指標等)を達成したことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- ・譲渡制限が解除されなかった株式は、当社が無償取得する。

(5)報酬構成の割合

- ・取締役(社外取締役を除く。)の報酬構成の割合は、当社の事業特性やその時々経営課題、事業環境を踏まえて妥当性を判断する。
- ・業績連動報酬等及び株式報酬は、その目的に鑑み、一律で支給・付与するものではない。

(6)報酬等の決定方法

- ・取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で承認を得た範囲内で、指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会に諮り決定する。
- ・監査役の報酬については、株主総会で承認を得た範囲内で、監査役の協議により決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局が社内との連絡・調整を密に行ってサポートすることで、必要な情報や資料を適宜入手できる体制を整えております。社外監査役に対しては、常勤監査役が中心となり取締役や関連部門と連携することで、監査を行うにあたって必要となる情報を適宜入手しております。また、社外取締役と監査役が定期的に情報交換の場を持つことで連携を確保しております。

なお、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会開催に先立ち、取締役会事務局より取締役及び監査役に資料の事前配付を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は会社法上の機関として、株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。また機動的な業務執行を図るためマネジメントカンファレンスを設けております。さらにコーポレート・ガバナンスの充実のために、株主総会の充実、取締役会の一層の機能強化を図るとともに、各種諮問機関等を設けております。各機関の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役会

取締役会は、取締役4名(うち独立社外取締役2名)で構成されており、毎月1回定期的に開催するほか必要に応じて臨時に開催しております。取締役会においては月次決算の報告及び会社法、取締役会規程に定められた事項に関する審議を行っております。業務執行の具体的内容や、その背景となる戦略検討及び重要事項の取組方針の審議が行われ、その結果に基づいて業務執行責任者が意思決定を行う仕組みとなっております。

(2) 監査役会

監査役は、毎月開催される取締役会等の重要な会議に出席することにより、各取締役の業務遂行状況を確認するとともに、業務遂行における経営上遵守すべき各法律においてコンプライアンスがなされているか適宜適切な意見を表明することで、牽制機能を果たしております。

監査役会は、監査役3名(常勤1名、非常勤2名)で構成されております。経営の透明性の向上と経営監視機能の強化を図るため、非常勤監査役2名を社外監査役としております。各監査役は経営全般、会計、企業法務等において専門的知見、経験等を有し、また、非常勤監査役2名を独立役員として選任することで、当社の経営・業務執行の意思決定につき、経営監視機能の客観性及び中立性は十分に確保できると判断し現状の体制を採用しております。

(3) 内部監査室

当社は事業部門から独立した内部監査室を設置しております。また連結子会社である㈱トライアルカンパニーも内部監査室を設置しており、合わせて10名で構成されております。㈱トライアルカンパニーの内部監査室は流通小売事業の小売店舗の監査を、当社の内部監査室は小売店舗を除いた当社及び子会社の監査を行っており、適時双方の内部監査室間で連携を行っております。それぞれの内部監査室は「内部監査規程」及び年間監査計画に基づき定期的に監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長及び監査役会に報告するとともに、被監査部門に対する具体的な指導とフォローアップを行っております。

(4) 会計監査人

当社は、PwC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

(5) マネジメントカンファレンス

マネジメントカンファレンスは、代表取締役社長が議長を務め、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員を中心として構成されており、迅速かつ効率的な意思決定を行うことを目的として、全社的に影響を及ぼす経営上の重要事項の審議・検討のほか、業績の進捗状況の確認及び各種重要連絡事項の共有等を行うものとして、毎月1回開催しております。

(6) 投資諮問委員会

M&A、不動産取得、IT投資等の重要な投資案件を審議するため、取締役会の下に任意の諮問機関として投資諮問委員会を設置しております。委員会は、財務、経営企画、リスク管理等を管掌する執行役員で構成し、委員長は経営戦略部門を管掌する執行役員が務めております。重要な投資案件は、同委員会に事前に諮問し、その答申を最大限尊重して取締役会で決定しております。

(7) 指名・報酬諮問委員会

経営陣幹部・役員の指名(後継者計画を含む)・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に任意の諮問機関として、独立社外取締役を過半数とし、委員長を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。経営陣幹部・役員の選解任及び報酬等は、同委員会に事前に諮問し、その答申を最大限尊重して取締役会で決定しております。

(8) グループリスクコンプライアンス委員会

全社のリスク事象及びコンプライアンス事案の把握、重大なコンプライアンス事件・事故等の発生時における対応策等の検討など、リスク及びコンプライアンスに関する損失の最小化を目的として設置しており、原則として四半期に1回定例会議を開催するほか必要に応じて臨時に開催しております。

(9) 情報セキュリティ委員会

情報セキュリティに関する全社検討及びセキュリティ事件・事故等の発生時における対応策等の検討を目的として設置しており、原則として毎年4回定例会議を開催しております。

(10) ハラスメント委員会

ハラスメント案件の未然防止、案件の適切な対応・再発防止策の策定等を行うことを目的として設置しており、原則として毎週1回開催しております。

(11) 懲罰委員会

従業員による不祥事等の発生に際し、その関係者等に対し懲戒処分を科すことの要否、及び処分の軽重に関する意思決定にあたり公正な取扱いを行うことを目的として設置しており、必要に応じ、委員長がこれを招集し適宜開催することとしております。

(12) 関連当事者等取引検討委員会

関連当事者取引の事前把握並びに当該取引の必要性及び取引の妥当性を検証することを目的として設置しており、原則毎月1回開催しております。委員会はガバナンス室管掌役員を委員長とし、その他委員については取締役会の決議により選任された社外取締役又は監査役で構成することで、委員会の透明性を担保しています。

(13) 責任限定契約の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)2名、常勤監査役1名、社外監査役2名及び会計監査人との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営体制の透明性を確保するとともに、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実・強化を図ることを目的として、2021年9月に監査役会設置会社に移行いたしました。取締役4名のうち、2名を社外取締役とすることにより、各専門分野における客観的な立場からの助言・提言を受けるとともに、取締役会の監督機能の強化を図っております。また、監査役3名のうち、2名を社外監査役とすることで経営監視機能の客観性、中立性を確保しております。これらに加え、社外取締役が過半数で構成される指名・報酬諮問委員会や、社内の取締役及び監査役、執行役員を中心とした経営会議体「マネジメントカンファレンス」を設置することにより、経営の透明性を確保しつつ、迅速な意思決定によるスピード経営が実現できる体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2025年9月26日開催の第11回定時株主総会において、招集通知は法定期日の2営業日前に発送しております。株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、さらなる早期発送の実現に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は6月であり、定時株主総会は毎年9月下旬に開催しております。他社と比較して集中日を回避した日程となっております。
電磁的方法による議決権の行使	当社の株主名簿管理人が運営する議決権行使サイトにて、スマートフォンやパソコン等から、議決権を行使できる環境を整えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(サマリー版)の英訳を作成し、TDnetや自社ウェブサイト等で日本語版と同時に公表しております。
その他	株主総会を株主とのコミュニケーションの場と考え、報告事項のビジュアル化を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は「ディスクロージャー・IRポリシー」を作成し、本報告書の末尾(資料③)で公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	本年は、個人投資家向け説明会を2回開催しております。今後も定期的に開催し、個人投資家の皆様とのコミュニケーションの充実化に努めてまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとにアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	北米やヨーロッパ、アジアなどの海外投資家からのミーティング依頼に随時対応しております。また、証券会社主催の海外投資家向けカンファレンスやスモールミーティングにも定期的に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料は以下の自社ウェブサイトにて、日本語と英語で掲載しております。 [日本語] https://trial-holdings.inc/ir/ [英語] https://trial-holdings.inc/en/ir/ ※一部、日本語版のみとなっております。 掲載しているIR資料は、決算短信や決算説明会資料(スクリプトや質疑応答要旨を含む)、月次売上高速報、有価証券報告書・四半期報告書、事業計画及び成長可能性資料、株主総会関連資料、株主通信、コーポレート・ガバナンス報告書、決算情報以外の適時開示資料などであり、情報開示の充実化に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループはパーパス（当社グループの存在目的）として『世界の誰もが「豊かさ」を享受できる社会をつくる。』を掲げ、当社グループの発展・成長と、社会全体の発展・成長の2つの価値の最大化に取り組んでおります。 また、お客様をはじめ、お取引先、株主、従業員等の当社グループをとりまくステークホルダーに対する責任を果たし、高い企業倫理と誠実さを持って行動することを「TRIALの行動指針」にて定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の「補充原則3-1③ サステナビリティについての取組み等」に記載の当社グループにおけるサステナビリティの基本方針に基づき、以下のとおり環境・社会課題の解決に取り組んでおります。 ・当社グループが開発したデータ分析基盤システム（MD-Link）の活用によって、サプライチェーン（メーカー、卸、小売）間で販売データを共有・分析し、ムダのない生産・調達計画を実現することで、物流の効率化や商品の廃棄ロスの低減に取り組んでいます。 ・ガリレイ株式会社と協同で、AI技術を活用した店内の空調や冷凍・冷蔵ケースの省エネ化に取り組んでいます（2019年度省エネ大賞 経済産業大臣賞を受賞）。 ・2022年8月に九州物流研究会、2023年5月に北海道物流研究会、2024年9月には東北物流みらい研究会を発足し、企業横断で物流を取り巻く「2024年問題」や「脱炭素」等の課題解決に向けた検討を進めております。 ・一部の店舗において店舗の屋根に太陽光パネルを設置することで、再生可能エネルギーの活用を進めております。 ・AIカメラと電子棚札を活用し、惣菜の消費期限に応じた自動値下げによるフードロス削減の取組みを始めております。 ・持続的な成長を実現するため、従業員・パート・アルバイトが、働きやすく、働きがいのある職場環境の構築を進めております。能力に応じた給与・時給体系の整備、貢献度・期待値に応じた株式報酬制度の導入、創業者及び経営陣幹部が主導する教育プログラムの実施、海外視察研修などを行っております。また、ダイバーシティ＆インクルージョンプロジェクトを発足し、女性、外国人、シニア層や障がいを持つ従業員など多様な従業員が活躍できる職場環境づくりに取り組んでいます。 ・福岡県宮若市と連携し、小・中学校などの公共施設の跡地を利用して、世界中から研究者や技術者が集まるリテールDXの開発拠点の構築を推進しており、地域社会の活性化にも寄与しております。 ・当社グループが開発した商圈分析ソフト「Retail Map」の活用などによる全国各地への新規出店の推進及び既存店の活性化により、地域社会の活性化や雇用の創出に貢献しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「ディスクロージャー・IRポリシー」を策定し、本報告書の末尾（資料③）で公表しております。本ポリシーに従い、ステークホルダーに対する適時適切な情報開示に努めてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムの適切な構築・運用が業務執行の公正性及び効率性を確保するのに重要な経営課題であるとの認識から、取締役会において内部統制システム構築に関する基本方針を決議しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ) 取締役は、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）が共有すべきルールや考え方を表した「TRIAL の行動指針」を通じて、トライアルグループにおける企業倫理の確立並びにその遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
ロ) 取締役会は社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
ハ) 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
イ) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティポリシー運用規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントの実施体制を確立する。「情報セキュリティ委員会」で審議し、トライアルグループ全体で横断的に推進する。
ロ) 取締役、執行役員及び使用人がその職務の執行をするにあたり必要とされる稟議書、株主総会議事録、取締役会議事録その他の文書を当社の社内規程に従い作成する。
ハ) 作成した文書（電磁的情報を含む）は文書管理規程に従い、保存及び管理をする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、危険の未然防止及び危機発生時の被害最小化を目的としたグループリスクコンプライアンス委員会の設置及び「グループリスク管理規程」を策定し、リスクの減少及び被害の低減に努める。また、リスク項目ごとに分科会を定め、当社グループ全体の損失の危険を管理することを通じて、ステークホルダーに対する安心・安全の提供及びブランド価値の毀損防止はもとより、企業価値の向上にも努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役の執行状況については四半期に1回取締役会に報告する。
- ロ) 業務執行については、あらかじめ定められた「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「関係会社管理規程」により、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確化する。
- ハ) 当社はグループの中期経営計画を定め、当社グループの全役職員に浸透を図るとともに、その実現に向け、事業分野別の目標数値を設定する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) 当社は、「TRIALの行動指針」を制定・施行し、使用人一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識し、取引先・株主・従業員等のステークホルダーの要望に応えるため、法令等を遵守するよう徹底を図る。
- ロ) 代表取締役の直轄部署として内部監査室を設置し、内部監査を実施する。内部監査室監査により法令・定款及び社内規程に違反する事項が発見された場合、内部監査室は直ちに代表取締役社長に報告する。
- ハ) 使用人が法令・定款及び社内規程に違反する行為を発見した場合には、コンプライアンス推進者に通報できる社内体制を整備する。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ) 取締役が、自己又は親会社、子会社、その他第三者のために当社と利益が実質的に相反する恐れのある取引を行う場合、取締役会でその取引内容の詳細について審議したうえで、取締役会で承認を得てから実施をする。
- ロ) 当社の役員や主要株主など関連当事者と取引を行う場合は、「関連当事者等取引管理規程」に則り、関連当事者等取引検討委員会でその取引内容の詳細について審議したうえで、取締役会で承認を得てから担当部門は取引を実施する。なお、年1回各関連当事者等との年間取引実績の報告を行い、取引の合理性・相当性の精査を行う。取引に関する取締役会決議を行う場合は、当該取引に利害関係を有する取締役を特別利害関係人として除外したうえで決議するなどして、手続きの公正性を確保する。
- ハ) 内部監査室は、当社グループの業務の適正性について監査を行う。ただし、内部監査部門を有する子会社については、当該部門と連携して行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに補助使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ) 専属の使用人は設置せず、監査役は内部監査室長と協議のうえ、内部監査室所属のスタッフに監査業務に必要な事項を命令できるものとする。
- ロ) 前項によって指名されたスタッフへの指揮命令権は監査役に移譲されたものとし、取締役、内部監査室等からの指揮命令は受けないものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ロ) 監査役は、取締役会、グループリスクコンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- ハ) 当社は、子会社の取締役、執行役員及び使用人が、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導する。
- ニ) 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告できるものとする。

9. 監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」において、上記により監査役に対して報告を行った者に対する不利益取扱いを禁止する旨明記し、十分周知する。

10. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ロ) 監査役は月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- ハ) 内部監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。
- ニ) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

リスク管理体制につきましては、リスクを未然に予防することを含め、各業務部門における業務・経営・市場・信用等のあらゆる面のリスクを捉え、自然災害から人為的なリスク、社内外でのリスク等を正確に把握、分析、対処していく体系的なリスク管理体制の整備に取り組んでおります。また、グループリスクコンプライアンス委員会においてコンプライアンス体制の遵守状況に対する確認を四半期に1回定期的に開催し、各業務部門における法令遵守及びリーガルリスク回避の徹底を図り、取締役会に報告しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力とは一切関わらないという方針のもと、「TRIALの行動指針」及び「反社会的勢力対策規程」を当企業グループの役員・従業員へ周知・徹底し、反社会的勢力との関係排除に向け、当企業グループ全体での企業倫理の浸透に取り組んでおります。

社内体制としては、民事介入暴力に関わるトラブルに対してはグループ法務部長を総括責任者として対応する体制をとっております。また、各部門に取引先と反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込んだ契約書を締結することを指示し実行しております。また、反社会的勢力からの圧力に対抗するため、警察署や企業防衛対策協議会等の外部の専門機関との連携関係も構築しております。

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

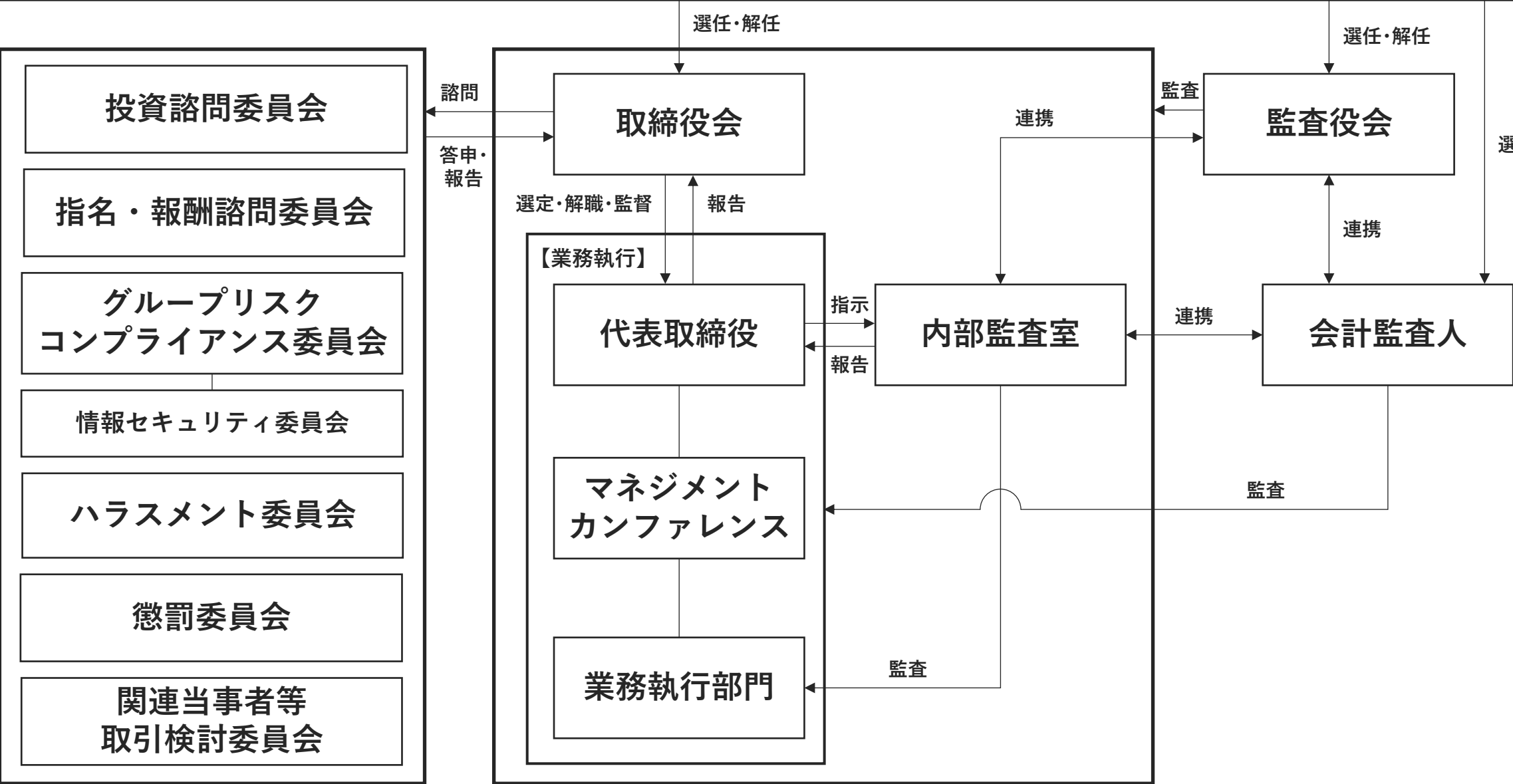
該当項目に関する補足説明

—

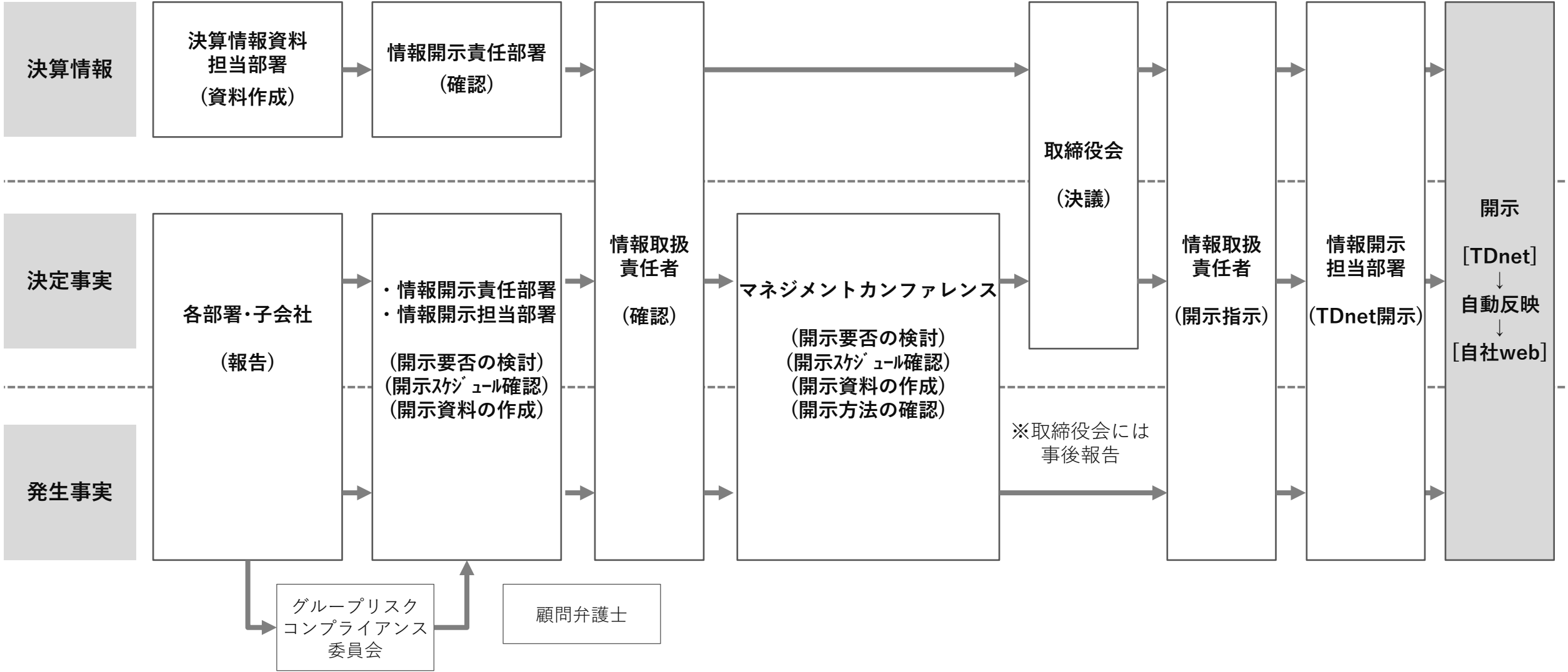
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

株主総会



適時開示体制の概要（模式図）



株式会社トライアルホールディングス

政策保有株式に関する方針

株式会社トライアルホールディングス（以下、「当社」という。）は、政策保有株式に関する方針を以下のとおり定めます。

1. 政策保有株式の縮減に関する方針・考え方

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、当該株式の保有が安定的な取引関係の構築や業務提携関係等の維持・強化につながり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に保有し、この目的に合致しない保有株式については縮減する方針としております。

なお、当社グループは、当社グループの株式を保有している企業（政策保有株主）からその株式の売却の意向が示された場合には、その売却を妨げません。また、当社グループは、政策保有株主と経済合理性を欠くような取引は行いません。

2. 政策保有株式における保有の適否の検証

上記方針に則り、取締役会は毎年、すべての政策保有株式について個別銘柄ごとに、現在の取引状況や今後のビジネスの可能性、財政状態及び経営成績等を確認した上で、当該株式の保有の適否を検証します。

3. 政策保有株式に係る議決権行使の基準

政策保有株式の議決権行使にあたっては、発行会社の経営方針等を十分尊重した上で、当社の「政策保有株式の縮減に関する方針・考え方」に基づき、安定的な取引関係の構築や業務提携関係等の維持・強化という目的に照らして妥当かどうかの観点から、各議案の賛否について総合的に判断することとしております。また、必要に応じて、議案の内容等について発行会社と対話を実施します。

以上

株式会社トライアルホールディングス

社外役員の独立性判断基準

株式会社トライアルホールディングス（以下、「当社」という。）は、社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という。）の独立性に関する基準を以下のとおり定めます。

社外役員及び社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者

※「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社又はその子会社から受けた者をいう。

2. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者

※「当社グループの主要な取引先」とは、当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者をいう。

3. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

※「多額の金銭その他の財産」とは、個人の場合は、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益をいう。法人、組合等の団体の場合は、過去3事業年度の平均で、その者の年間連結売上高の2%以上の支払いをいう。

4. 最近において上記「1」、「2」又は「3」に掲げる者に該当していた者

※「最近」とは、1年以内をいう。

5. 就任の前10年以内のいずれかの時において、次の①から③までのいずれかに該当していた者

- ①当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
- ②当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- ③当社の兄弟会社の業務執行者

6. 次の①から⑧までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

- ①上記「1」から「5」までに掲げる者
 - ②当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ③当社の子会社の業務執行者
 - ④当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ⑤当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - ⑥当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ⑦当社の兄弟会社の業務執行者
 - ⑧最近において前②～④又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
- ※「重要でない者」とは、役員・部長クラス以外の者をいう。「近親者」とは、二親等内の親族をいう。

7. 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者

- ※「当社グループの主要な借入先」とは、当社グループに対して、当社の直近事業年度における連結総資産の2%を超える額の融資を行っている者をいう。

8. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者をいう。）

- ※「当社の主要株主」とは、当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

9. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者

- ※「当社グループが主要株主である会社」とは、当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している会社をいう。

10. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者

11. 当社が多額の寄付を行っている先又はその業務執行者

- ※「多額」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう。

以上

株式会社トライアルホールディングス

ディスクロージャー・ポリシー

私たちトライアルグループは、流通×ITの組み合わせによって、リテール DX を推進して、流通革命を起こすことを目指しております。

『世界の誰もが「豊かさ」を享受できる社会をつくる。』をパーパスに掲げて、私たちはステークホルダーの皆さまに対して、迅速、正確かつ公平なディスクロージャーを実行しながら、建設的な対話に努めます。

その継続により、経営の透明性を高めると同時に、企業の社会的責任を果たしながら、信頼いただけるように努めます。

この基本方針を社内外に周知するとともに、自らのディスクロージャーを常に、適正な基準、方法、体制で実行するために、ディスクロージャー・ポリシーを以下の通り定めます。

1. 情報開示の基準

当社は、会社法、金融商品取引法その他諸法令ならびに東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定（以下、「適時開示規則」）に基づく一貫した情報開示を行います。

投資判断に重要な影響を与える決定事実、発生事実、決算に関する情報が生じた場合には、適時開示規則の基準に沿って迅速に開示するとともに、適時開示規則に該当しない場合でも、ステークホルダーの方々に当社を理解いただくために重要あるいは有益であると判断した情報につきましては積極的に開示し、情報アクセスの公平性向上に努めます。

なお、個人情報、顧客情報、及び関係者の権利を侵害することになる情報につきましては開示しません。

2. 情報開示の方法

適時開示規則に該当する情報につきましては、東京証券取引所が提供する「TDnet（適時開示情報伝達システム）」へ登録し公開した後、速やかに当社 Web サイトに掲載します。

適時開示規則に該当しない情報につきましても、Web サイトへの掲載等により広く開示します。

3. インサイダー取引の未然防止

当社は、重要情報を適切に管理しインサイダー取引の未然防止を図るための社内規程を定め、グループ社員全体への周知徹底と理解啓蒙を促進しております。

4. 業績予想及び将来情報の取り扱い

当社が開示する業績予想、戦略、方針、目標等のうち、歴史的事実ではないものは将来の見通しに関する記述であり、これらは、当社がその時点で入手している情報及び合理的であると判断される一定の前提に基づく計画、期待、判断を根拠としており、実際の業績等は様々なリスクや不確定要因により大きく異なる可能性があります。

5. 沈黙期間

当社は、ステークホルダーの方々への公平性を確保するため、原則、各四半期の決算発表日前1ヵ月間を沈黙期間としております。

この期間中は、決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えております。ただし、沈黙期間中に業績予想を大きく外れる見込が出てきたときには、適時開示規則に従い、適宜情報開示を行います。

6. 社内体制の整備について

当社はディスクロージャー・ポリシーを適切に運用し、適時開示規則に基づく適時、適切な情報開示を実行する体制を構築し維持します。

当社は、情報開示担当部門が社内の各業務執行部門との連携により適切な情報収集と分析を行い、会社として適切な判断の上で開示を行うために、情報の発生から開示に至るプロセスを明確化しております。

IR ポリシー

当社は、流通×IT の組み合わせによって、流通小売業界のムダ・ムラ・ムリの解消に貢献しながら、お客様の役に立つという使命を担っております。当社の IR 活動は、株主や投資家など、ステークホルダーの皆さまに対して、迅速、正確かつ公平なディスクロージャーと建設的な対話を実行すべく、下記方針のもとに IR 活動を推進します。

当社の企業価値を高めるためには、ステークホルダーの方々に当社を正しくご理解いただくことが不可欠です。そのために当社は、経営理念、使命・役割、経営方針、事業内容、業績、財務内容、各種の経営指標、株主還元の方針と実績、中期経営計画と今後の展望等について、ディスクロージャー・ポリシーに則り、正しく、タイムリーに開示いたします。

株主・投資家などステークホルダーの皆さまとの対話は、IR 担当部門及び各部門の経営陣が担います。対話の実効性を高めるため、IR 担当部門が中心となり、財務・経理部門、総務部門等のコーポレート部門と密接な情報連携を図り、建設的な対話の前提として、以下のような取組みを行います。

- ・決算説明会、会社説明会、施設見学会の実施
- ・機関投資家向け、個別取材の応対
- ・決算・会社説明会資料等をウェブサイトで公表

コミュニケーションを通じてステークホルダーの皆さまから得られた知見等は、経営判断に役立てるよう経営陣に随時報告します。

IR 活動を通して、ステークホルダーの皆さまの当社に対するご理解を適切に深めていただくとともに、当社の企業価値、ブランド価値の向上を目指します。

以上